



山形県公報

平成19年9月14日(金)
第1875号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ...1212

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定..... (健康福祉企画課) ...1215  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... (同) ...1216  
 生活保護法による指定医療機関の休止の届出..... (同) ... 同  
 生活保護法による指定介護機関の指定..... (同) ... 同  
 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可..... (生産技術課) ...1217  
 国土調査の成果の認証..... (農村計画課) ...1219  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了..... (同) ... 同  
 土地改良区の役員の退任の届出..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同  
 土地改良区の役員の就任の届出..... (同) ...1220  
 土地改良区の定款変更の認可..... (同) ... 同  
 土地改良区の役員の退任の届出..... (最上総合支庁農村計画課) ...1221  
 県営土地改良事業に係る換地計画の決定..... (置賜総合支庁農村整備課) ... 同  
 道路の区域の変更..... (最上総合支庁建設総務課) ... 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則.....1222

### 企業局関係

#### 規 程

山形県企業局宿泊施設管理規程の一部を改正する規程..... 同

### 公 告

一般競争入札の公告..... (管財課) ...1223  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁企画振興課) ...1224  
 一般競争入札の公告..... (健康福祉企画課) ... 同  
 指定管理者の募集..... (交通政策課) ...1225  
 屋外広告物講習会の実施..... (都市計画課) ...1226

### 正 誤

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第90号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記様式第1号による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」を「二級建築士・木造建築士免許申請書(別記様式第1号)」に改める。

第4条中「別記様式第2号による二級建築士免許証又は別記様式第2号の2による木造建築士免許証」を「二級建築士免許証(別記様式第2号)又は木造建築士免許証(別記様式第2号の2)」に改める。

第7条第1項中「別記様式第3号により」を「二級建築士・木造建築士(本籍、氏名)変更届(別記様式第3号)」に改める。

第8条第1項中「別記様式第4号による免許証再交付申請書」を「二級建築士免許証・木造建築士免許証再交付申請書(別記様式第4号)」に改める。

第9条の見出しを「(死亡の届出等)」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第1項中「別記様式第5号による免許取消申請書」を「二級建築士・木造建築士免許取消し申請書(別記様式第6号)」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

法第8条の2の規定による届出は、二級建築士・木造建築士死亡等届(別記様式第5号)によるものとし、当該届出書には、免許証を添えなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、二級建築士・木造建築士死亡等届に免許証を添えて、知事に届け出なければならない。

第9条第4項中「第9条前段又は法」を「第9条第1項第3号(法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第9条第1項第4号若しくは第5号若しくは」に改め、同条に次の1項を加える。

5 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項第3号(法第8条の2第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定によつて免許を取り消されたときは、その相続人又は後見人若しくは保佐人は、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を知事に返納しなければならない。

第10条第1項中「免許」を「法第9条第1項の規定により免許」に、「又は」を「又は法第8条の2及び」に改め、同条第2項中「5年間」を「10年間」に改める。

第12条中「住所等」を「二級建築士及び木造建築士に係る住所等」に、「別記様式第8号」を「二級建築士・木造建築士住所等の届出(別記様式第8号)」に改める。

第19条第1項第2号を次のように改める。

(2) 実務経歴書(別記様式第10号)

第22条の見出し中「措置」を「措置に関する報告」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項」を「法第13条の2第2項」に改め、同項を同条とする。

第32条第1項中「届書は、別記様式第13号」を「届出は、建築士事務所登録事項変更届(別記様式第13号)」に改める。

第33条中「第23条の6」を「第23条の7」に、「廃業届は、別記様式第14号」を「廃業等の届出は、建築士事務所廃業等届(別記様式第14号)」に改める。

第35条の見出し中「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条中「建築士事務所登録簿」を「法第23条の9各号に掲げる書類」に改める。

別記様式第1号中

|                  |                                                                         |    |             |   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------|----|-------------|---|
| 欠<br>格<br>事<br>由 | 1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。                  | いる | いない         | を |
|                  | 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。<br>取り消されたことがあるときは、その年月日         | ある | ない<br>年 月 日 |   |
|                  | 3 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたことがありますか。<br>あるときは、その罪及び刑 ..... | ある | ない          |   |

|                                                                                                                                  |                                                                          |                          |       |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------|----|
| 欠<br>格<br>事<br>由                                                                                                                 | 1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。                                                 | いる                       | いない   | に改 |
|                                                                                                                                  | 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。<br>あるときはその罪及び刑 .....                             | ある                       | ない    |    |
|                                                                                                                                  | あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日                                       |                          | 年 月 日 |    |
|                                                                                                                                  | 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。<br>あるときは、その罪及び刑 ..... | ある                       | ない    |    |
|                                                                                                                                  | あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日                                       |                          | 年 月 日 |    |
| 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。<br>あるときは、その日                                                 | ある                                                                       | ない<br>年 月 日              |       |    |
| 5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。<br>業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 | ある                                                                       | ない<br>年 月 日から<br>年 月 日まで |       |    |

め、同様式の注書を次のように改める。

(注) 1 数字は算用数字を用いること。

2 印欄は記入しないこと。

3 のある欄は、該当する の中にレ印を付けること。

4 外国の建築士免許を受けた方は、「選考試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。

別記様式第5号から別記様式第7号までを次のように改める。

様式第5号

|                                      |                |       |       |
|--------------------------------------|----------------|-------|-------|
| 山形県知事 殿                              | 二級建築士<br>木造建築士 | 死亡等届  | 年 月 日 |
| 届出者 住 所<br>氏 名<br>電話番号 ( )           |                | 印     |       |
| 建築士法第8条の2（建築士法施行細則第9条第2項）の規定により届けます。 |                |       |       |
| 建<br>築<br>士                          | 氏 名            |       |       |
|                                      | 本 籍            |       |       |
|                                      | 現 住 所          |       |       |
|                                      | 登 録 番 号        | 第 号   | 登録年月日 |
| 死 亡 年 月 日 又 は<br>失 踪 宣 告 年 月 日       |                | 年 月 日 |       |
| 建築士と届出者との<br>関 係 （ 続 柄 等 ）           |                |       |       |
| 免許証を添付できな<br>いときはその理由                |                |       |       |
| 受 付 欄                                |                | 整 理 欄 |       |
|                                      |                |       |       |

- (注) 1 印欄は記入しないこと。  
2 免許証を添付すること。

様式第6号

|                                                                         |                                        |              |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------|
| <p>山形県知事 殿</p>                                                          | <p>二級建築士<br/>木造建築士</p> <p>免許取消し申請書</p> | <p>年 月 日</p> |
| <p>申請者 住 所<br/>氏 名<br/>電話番号 ( )</p> <p style="text-align: right;">印</p> |                                        |              |
| <p>建築士法施行細則第9条第3項の規定により免許の取消しを申請します。</p>                                |                                        |              |
| <p>建<br/>築<br/>士</p>                                                    | 氏 名                                    |              |
|                                                                         | 本 籍                                    |              |
|                                                                         | 現 住 所                                  |              |
|                                                                         | 登 録 番 号                                | 第 号          |
| <p>免許取消しの理由</p>                                                         |                                        |              |
| <p>免許証を添付できないときはその理由</p>                                                |                                        |              |
| <p>受 付 欄</p>                                                            |                                        | <p>整 理 欄</p> |
|                                                                         |                                        |              |

- (注) 1 印欄は記入しないこと。  
2 免許証を添付すること。

様式第7号 削除

別記様式第14号中「建築士事務所廃業届」を「建築士事務所廃業等届」に、「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第23条の6」を「第23条の7」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日      |
|--------------|-----------------|------------|
| 医療法人 石橋 医院   | 米沢市信夫町5番19号     | 平成19. 7. 1 |
| ハート調剤薬局ひよし店  | 鶴岡市日吉町11番11号    | 同 8. 1     |
| ハート調剤薬局たかさか店 | 同 高坂字宮下113番地1   | 同          |
| ア－チ調剤薬局      | 同 上畑町5番73号      | 同          |
| ア－チ調剤薬局泉町店   | 同 泉町8番70号       | 同          |
| ア－チ調剤薬局酒田店   | 酒田市本町三丁目6番35号   | 同          |
| 矢口眼科クリニック    | 村山市楯岡新町四丁目5番16号 | 同 8. 3     |

## 山形県告示第863号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年9月14日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日      |
|------------|---------------|------------|
| 萬屋薬局 元木 店  | 山形市元木二丁目8番13号 | 平成19. 5.31 |
| 内科消化器科石橋医院 | 米沢市信夫町5番19号   | 同 6.30     |

## 山形県告示第864号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年9月14日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地      | 休止年月日      |
|-----------|-----------------|------------|
| 菅原産科婦人科   | 酒田市東大町一丁目48番21号 | 平成19. 7.21 |

## 山形県告示第865号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年9月14日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地           | 指定年月日      |
|----------------------|--------------------------------------------------|----------------------|------------|
| コムスンのやわらぎ新庄城西        | 小規模多機能型居宅介護                                      | 新庄市城西町7番11号          | 平成19. 8. 1 |
| アインクサービス はっぴー Assist | 介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売           | 最上郡戸沢村大字古口字古口348番地の8 | 同          |
| 株式会社 齋藤商会            | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 鶴岡市布目字宮田155番地の1      | 同 8.15     |

山形県告示第866号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成19年9月14日

山形県知事 齋藤 弘

1 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 最上川第二漁業協同組合

ロ 住所 西村山郡河北町谷地字山王23番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号

(3) 変更の内容

第2条第5項の表中「9月30日」を「10月1日午前5時」に改める。

第4条第3項の表中

|     |     |                                    |                                                                      |       |
|-----|-----|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 全魚種 | 富並川 | 最上川との合流点から上流全域                     | 平成18年10月1日～翌年3月31日まで<br>平成19年10月1日～翌年3月31日まで<br>平成20年10月1日～翌年3月31日まで | を     |
| 全魚種 | 富並川 | 最上川との合流点から上流全域                     | 平成18年10月1日～翌年3月31日まで<br>平成19年10月1日～翌年3月31日まで<br>平成20年10月1日～翌年3月31日まで |       |
| 全魚種 | 留山川 | 押切川との合流点の上流500mの地点を基点としてその上流150mまで | 周年                                                                   | に改める。 |

第7条第1項の表中

|        |   |        |                     |
|--------|---|--------|---------------------|
| 6,000円 | を | 7,000円 | に改め、同条第4項中「6,000円」を |
| 8,200円 |   | 9,200円 |                     |
| 8,200円 |   | 9,200円 |                     |

「7,000円」に改め、同項の表中

|         |   |         |       |
|---------|---|---------|-------|
| 7,800円  | を | 8,800円  | に改める。 |
| 7,800円  |   | 8,800円  |       |
| 9,600円  |   | 10,600円 |       |
| 9,600円  |   | 11,100円 |       |
| 13,200円 |   | 14,200円 |       |

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年 9月 6日。ただし、第7条の規定は、平成20年 4月 1日。

2 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 最北中部漁業協同組合

ロ 住所 新庄市大手町 2番66号

(2) 漁業権の免許番号

内共第13号及び内共第14号

(3) 変更の内容

第10条の表中

|        |   |        |       |
|--------|---|--------|-------|
| 1,100円 | を | 1,300円 | に改める。 |
| 5,400円 |   | 7,000円 |       |
| 1,500円 |   | 1,600円 |       |
| 7,500円 |   | 8,000円 |       |

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成20年 4月 1日

3 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 赤川漁業協同組合

ロ 住所 鶴岡市本町三丁目 3番20号

(2) 漁業権の免許番号

内共第17号、内共第18号及び内共第19号

(3) 変更の内容

第8条の表中「酒田市大字黒森地内」を「酒田市黒森地内」に、「東田川郡朝日村大字上名川東山7-124」を「鶴岡市上名川東山7-124」に、「東田川郡朝日村大字大網字中ノ平45-199」を「鶴岡市大網字中ノ平45-199」に、「東田川郡朝日村大字熊出地内」を「鶴岡市熊出地内」に、

|                                       |   |                                   |    |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----|
| 東田川郡櫛引町大字馬渡地内馬渡床止工から下流100メートルの地点までの赤川 | を | 鶴岡市馬渡地内馬渡床止工から下流100メートル地点までの赤川    | に、 |
|                                       |   | 鶴岡市伊勢横内地内伊勢横内床止工から下流50メートル地点までの赤川 |    |

「東田川郡朝日村大字砂川地内」を「鶴岡市砂川地内」に、「鶴岡市大字水沢地内」を「鶴岡市水沢地内」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年 9月 6日

## 山形県告示第867号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成19年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
越沢の一部
- 5 認証年月日  
平成19年9月10日

## 山形県告示第868号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名       | 地 区 名 | 工事完了年月日    |
|-------------|-------|------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 小 泉   | 平成19年5月24日 |

## 山形県告示第869号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 菊 地 正 雄 | 山形市蔵王成沢142     |
| 同        | 奥 山 昭 助 | 同 成沢西三丁目21番14号 |
| 同        | 庄 司 久 男 | 同 蔵王成沢165      |
| 同        | 長 岡 久 雄 | 同 168          |
| 同        | 荒 井 新 一 | 同 1084         |
| 同        | 山 口 孝 一 | 同 47           |
| 同        | 山 口 恒 夫 | 同 68           |
| 同        | 荒 井 吉 蔵 | 同 蔵王山田49       |

|    |       |   |        |
|----|-------|---|--------|
| 同  | 荒井貞雄  | 同 | 70     |
| 監事 | 須田喜寛  | 同 | 蔵王成沢53 |
| 同  | 伊藤富士雄 | 同 | 107    |

## 山形県告示第870号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年9月14日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所             |
|----------|-------|----------------|
| 理事       | 菊地正雄  | 山形市蔵王成沢142     |
| 同        | 奥山昭助  | 同 成沢西三丁目21番14号 |
| 同        | 庄司久男  | 同 蔵王成沢165      |
| 同        | 長岡久雄  | 同 168          |
| 同        | 荒井新一  | 同 1084         |
| 同        | 山口孝一  | 同 47           |
| 同        | 山口恒夫  | 同 68           |
| 同        | 山口達夫  | 同 85           |
| 同        | 荒井吉蔵  | 同 蔵王山田49       |
| 同        | 荒井貞雄  | 同 70           |
| 監事       | 須田喜寛  | 同 蔵王成沢53       |
| 同        | 伊藤富士雄 | 同 107          |

## 山形県告示第871号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年9月14日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
寒河江川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
寒河江市字中河原222番地の2

## 3 認可年月日

平成19年9月6日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第872号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所        |
|----------|-----------|------------|
| 監 事      | 高 橋 榮 一 郎 | 新庄市大町2番25号 |

## 山形県告示第873号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営小其塚地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

米沢市役所

高畠町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成19年9月14日から同年10月17日まで

## 4 その他

この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申し立てをすることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申し立てに対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第874号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年9月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 一般県道

## 2 路 線 名 赤坂真室川線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-------------------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 最上郡鮭川村大字昭和字昭和1058番から<br>同 真室川町大字内町字塩野1279番323まで | 旧    | 27.0メートル<br>と<br>9.6  | メートル<br>1,529 |
| 同 上                                             | 新    | 32.0メートル<br>と<br>11.8 | 同 上           |

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月14日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

#### 山形県公安委員会規則第11号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年 2月県公安委員会規則第 1号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1項中「第74条の 2 第 5項」を「第74条の 3 第 5項」に改める。

第20条中「第74条の 2 第 6項」を「第74条の 3 第 6項」に改める。

第20条の 2 の表中「第74条の 2 第 4項」を「第74条の 3 第 4項」に、「第74条の 2 第 6項」を「第74条の 3 第 6項」に改める。

第32条第 1項中「、高知県公安委員会」を削る。

別記様式第 7号の 5、別記様式第 7号の11、別記様式第 7号の14及び別記様式第 7号の17中「第119条の 3 第 1項第 3号」を「第119条の 2 第 1項第 3号」に改める。

別記様式第18号中「第74条の 2 第 5項」を「第74条の 3 第 5項」に改める。

別記様式第19号及び別記様式第21号中「第74条の 2 第 6項」を「第74条の 3 第 6項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第 7号の 5 の改正規定、別記様式第 7号の11の改正規定、別記様式第 7号の14の改正規定及び別記様式第 7号の17の改正規定は平成19年 9月19日から、第32条第 1項の改正規定は同年10月 1日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第23号

山形県企業局宿泊施設管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 9月14日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局宿泊施設管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局宿泊施設管理規程（昭和46年 4月県企業管理規程第 4号）の一部を次のように改正する。

| 別表中 | 名 称           | 位 置           | 管理分掌者      | を |
|-----|---------------|---------------|------------|---|
|     | 山形県企業局肘折職員合宿所 | 最上郡大蔵村大字南山字川向 | 北部発電管理事務所長 |   |

|     |     |       |       |
|-----|-----|-------|-------|
| 名 称 | 位 置 | 管理分掌者 | に改める。 |
|-----|-----|-------|-------|

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                               | 日 時                     | 入札に付する物件                                                  | 予定価格       |
|-----------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------|------------|
| 村山市榎岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成19年9月25日(火)<br>10時30分 | 東根市大字神町字西原1098番畑<br>(公簿)2,218平方メートル<br>(実測)2,193.78平方メートル | 9,650,000円 |

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 落札の無効

落札者が当該物件に係る農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項又は第5条第1項の許可を（以下「農地所有権移転許可」という。）を受けられなかった場合及び受けられないと認められる場合における当該落札は、無効とする。

7 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                  | 場 所                               | 日 時                     |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 東根市大字神町字西原1098番畑<br>(公簿)2,218平方メートル<br>(実測)2,193.78平方メートル | 村山市榎岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎204会議室 | 平成19年9月19日(水)<br>10時30分 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 契約の締結は、落札者が当該物件に係る農地所有権移転許可を受けた後、行うものとする。

(4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年9月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 地域振興支援協会
  - (2) 代表者の氏名  
和田 仁
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市漆曽根字四合田139番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、暮らしやすい地域社会を実現するために、地域環境や社会福祉などの保全が欠かせない課題を認識し、あらゆる日本の市民に対して、地域社会で自立した生活を営み、社会参加を確保していくために必要な事業や自然環境の保全の方法・手段、科学技術の利用、文化振興などに関する活動を行う。  
そして、誰もが安心して暮らせる文化・福祉・人権・教育の推進を図るとともに、多様で有益な価値の創造と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県人口動態調査結果表作成システム開発業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成19年10月10日（水）午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県人口動態調査結果表作成システム開発業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成20年1月15日まで
  - (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部健康福祉企画課
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 過去3年以内に国又は地方公共団体が発注するコンピュータシステムの開発に係る業務を受託し、及び納品した実績があることを証明できること。
  - (3) 2の(1)の役務に関し、確実に遂行できる体制が整備されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部健康福祉企画課企画担当 電話番号023(630)2253
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る証明書（以下「証明書等」という。）を平成19年9月28日（金）午後2時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

第2酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり募集する。

平成19年9月14日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 第2酒田プレジャーボートスポット
- (2) 所在地 酒田市大浜地内

## 2 指定の期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、共同企業が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者を含み、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者若しくは暴力団員等をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用するおそれのある者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 法人等の代表者等に、破産者で復権を得ないもの、成年被後見人若しくは被保佐人又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなっていない者がいないこと。
- (9) 法人等の代表者等に、港湾法（昭和25年法律第218号）又は山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号。以下「港湾条例」という。）の規定により港湾施設の使用の承認等を取り消された者で、当該処分を受けた日から1年を経過していないものがいないこと。
- (10) 法人等の代表者等に、港湾法又は港湾条例の規定により刑を処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者がいないこと。
- (11) 法人等の代表者等に、港湾法又は港湾条例の規定に基づく港湾施設の使用料等を滞納している者がいないこと。

(12) 次のとおり開催する現地説明会のいずれかに出席していること。

イ 第1回現地説明会

(1) 開催日時 平成19年10月2日(火) 午後2時から

(2) 開催場所 山形県酒田海洋センター3階講堂(酒田市船場町)

ロ 第2回現地説明会

(1) 開催日時 平成19年10月5日(金) 午後2時から

(2) 開催場所 山形県酒田海洋センター3階講堂(酒田市船場町)

4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成19年10月4日(木)から同月15日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

(2) 受付方法 下記のいずれかの場所に持参し、又は郵送すること。

イ 山形県土木部交通政策課空港港湾室 港湾担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-2629

ロ 山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所 港政管理担当

郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話0234-26-5635

5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、港湾条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は、平成19年9月14日(金)から同年10月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。

(3) その他、この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成19年9月14日

山形県知事 齋藤 弘

1 講習会の日時及び場所

(1) 日 時 平成19年11月12日(月)午前9時45分から午後5時まで  
平成19年11月13日(火)午前9時から午後4時20分まで

(2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 2階 講堂

2 受講手続

受講申込書を平成19年10月26日(金)までに山形市松波二丁目8番1号山形県土木部都市計画課に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

3 その他

詳細については、土木部都市計画課(電話023(630)2589)に問い合わせること。

正 誤

|            |            |     |   |       |       |
|------------|------------|-----|---|-------|-------|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤     | 正     |
| 平成19. 3.23 | 第1826号     | 409 | 6 | については | については |